

## 富良野市新規就業移住支援金等交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 富良野市は、富良野市総合計画に基づき、市内中小企業等において次代を担う人手の不足解消及び就職に伴う移住・定住の促進に寄与するため、富良野沿線地域以外の市区町村から富良野市に移住した者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内で金品の贈呈及び支援金を交付することとする。当該金品の贈呈及び支援金の交付については、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、商工会議所、商工会、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、農業協同組合、並びに市長が特に認めるもの
- (2) 富良野沿線地域 中富良野町、上富良野町、南富良野町及び占冠村
- (3) 永住者 入国管理及び難民認定法（令和5年法律第84号）において定めるもの
- (4) 定住者 入国管理及び難民認定法（令和5年法律第84号）において定めるもの
- (5) 特別永住者 入国管理及び難民認定法（令和5年法律第84号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第56号）において定めるもの

### (事業の内容)

第3条 富良野市新規就業移住支援金等交付事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 新規就業新生活応援ギフトの贈呈  
ふらの市内共通商品券（以下「商品券」という。）10万円分を贈呈する（以下、「金品の贈呈」という。）
  - (2) 新規就業移住支援金（以下、「支援金」という。）の給付
- 2 前項に掲げる交付事業の実施期間は次のとおりとする。
- (1) 金品の贈呈 移住を確認した年度一回に限る。
  - (2) 支援金の給付 最大3年度に渡り、各年度一回給付できる。

### (支援金交付金額)

第4条 支援金の金額は、次のとおり支給する。

- (1) 基本額 10万円とする。
- (2) 加算額 次に掲げる事項に該当する場合は、基本額に加えて支給額をそれぞれ加算する。  
ア 特定業種加算 地域で特に人材が不足していると市長が認めた次表に掲げる業種を主

に営む富良野市内中小企業者等に就業する場合は、10万円を加算する。なお、対象となる業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる中分類又は小分類単位で特定する。

- |    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 06 | 総合工事業                              |
| 07 | 職別工事業（設備工事業を除く）                    |
| 08 | 設備工事業                              |
| 43 | 道路旅客運送業                            |
| 44 | 道路貨物運送業                            |
| 49 | 郵便業（信書便事業を含む）                      |
| 75 | 宿泊業                                |
| 81 | 学校教育のうち 811 幼稚園 819 幼保連携型認定こども園    |
| 83 | 医療業のうち 835 施術業 836 医療に附帯するサービス業を除く |
| 85 | 社会保険・社会福祉・介護事業                     |
| 88 | 廃棄物処理業                             |

イ 世帯加算 年齢が19歳以上（満18歳であっても、19歳到達年度において4月1日を経過している者も含む。）の世帯員を帯同して移住する場合は、10万円を加算する。

ウ こども加算 申請時点において年齢が満18歳未満（19歳到達年度において4月1日以降は対象としない。以下同じ。）の世帯員を帯同して移住する場合は、満18歳未満の者一人につき10万円を加算する。

（対象者要件）

第5条 次の第1号から第3号の要件に該当し、世帯加算、こども加算を申請する場合にあたっては第4号の要件を満たす者（以下「申請者」という。）を、金品の贈呈及び支援金交付の対象とする。

（1）申請者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請時点において年齢が40歳未満であること。ただし、特定業種加算又はこども加算の要件を満たす者は、申請時点で年齢が50歳未満であれば、申請することができる。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 富良野市 UIJ ターン新規就職支援事業における移住支援金の交付対象ではないこと。

エ 生活保護法の規定による扶助や支援を受けていないこと。

オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 申請時点において市区町村税を滞納していないこと。（富良野市へ移住する直前に居住していた市区町村における市区町村税の滞納を含む。）

キ 富良野市で、居住、就労し続ける意思を有していること。

ク その他市長が支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。

(2) 移住に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

富良野市に転居する直前の 23 ヶ月以上、富良野沿線地域以外の市区町村に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、富良野市から住民票を移さずに大学等の高等教育機関へ通学した後、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日以降に富良野市内へ転居しており、書面等によりそれを確認できる場合（以下「Uターン」という。）は、この限りでない。

(ア) 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日以降に、富良野市に転入（住民登録）したこと。

(イ) 転入前 23 ヶ月以上の期間に渡って、富良野市に住民登録されていなかったこと。

(3) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 次の条件を満たす富良野市内にある中小企業者等に就業していること。

(ア) 富良野市内において主たる事務所がある法人（支店登記を含む）又は個人事業者。

(イ) 富良野市が運営するしごと情報提供サイト「フラノジョブスタイル」に、企業情報又は求人情報が掲載されている。

(ウ) 雇用保険の適用事業主である。

イ 採用面接の申込等が上記サイトに該当事業所が掲載された日以降であること。

ウ 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日以降に、当該事業所と雇用契約を結んでいること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更等ではなく、新規の雇用であること。

オ 就業者にとって 2 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。

カ 週 20 時間以上であって 1 年を超える期間の雇用契約に基づいて対象事業所に就業し、申請時において在職していること。ただし、雇用期間が 1 年以内であっても、就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されていること。

キ 対象就業先が官公庁等ではないこと。

ク 当該事業所に、継続して勤務する意思を有していること。

(4) 世帯に関する要件（世帯加算、こども加算を申請する場合に限る）

申請者を含む全ての世帯員がいずれも次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和 6 年 1 月 1 日以降に、富良野市に転入（住民登録）していること。

イ 転入前及び本事業の申請時点において、同一世帯に属していること。

ウ 生活保護法の規定による扶助や支援を受けていないこと。

エ 暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 申請時点において市区町村税を滞納していないこと。(富良野市へ移住する直前に居住していた市区町村における市区町村税の滞納を含む。)

カ その他市長が支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。

(申請)

第6条 金品の贈呈及び支援金の交付を受けようとする申請者(世帯加算を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも)は、富良野市への転入(住民登録)、またはUターンから1年以内に、次に掲げる全ての書類を市長に提出しなければならない。

(1) 新規就業移住支援金等交付事業申請書(別記第1号様式)

(2) 新規就業移住支援金等交付事業に関する誓約及び同意書(別記第2号様式)

(3) 新規就業移住支援金等交付事業に関する就業証明書(別記第3号様式)

(4) 新規就業移住支援金等交付事業に関する就業先承諾書(別記第4号様式)

(5) 前条第1号から第3号の要件を満たすことを証する書類

(6) 世帯加算、こども加算を申請する場合にあつては、前条第4号の要件を満たすことを証する書類

2 支援金に限っては、3ヵ年に渡り毎年度1回(合計3回まで)申請できるものとする。2回目以降の交付を受けようとする者は、申請時に第5条第1号イからク及び第2号、第3号の全ての要件に該当し、世帯加算、こども加算を申請する場合にあつては、第5条第4号の要件を満たす場合であつて、前回の交付決定日から起算して、1年経過した日から3ヵ月以内又はその年度末のいずれか早い時期までに、前項第1号及び第2号に規定する書類を市長に提出しなければならない。

(贈呈及び交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、金品の贈呈及び支援金を交付することが適当と認められるときは次の第1号及び第2号に掲げる書類、不適当と認める場合は第3号に掲げる書類を速やかに当該申請者に交付する。予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可能である場合は、その旨当該申請者に別途通知する。

(1) 新規就業移住支援金等交付決定通知書(別記第5号様式)

(2) 新規就業新生活応援ギフト贈呈依頼書(別記第6号様式)

(3) 新規就業移住支援金等交付非該当通知書(別記第7号様式)

2 市長は、支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(新規就業新生活応援ギフトの贈呈)

第8条 申請者は、前条第1号及び第2号に規定する書類の発行日から3ヵ月以内又は発行年度の年度末のいずれか早い時期までに、前条第2号の書類を富良野商工会議所又は山部商工会に持参し、商品券を受領するものとする。

2 商品券の交付及び請求に関しては、富良野市、富良野商工会議所及び山部商工会が協議して

定め、書面において協定を交わすものとする。

(支援金の交付)

第9条 交付決定された者は、第7条の交付決定後において、請求書（別記第8号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出に基づき、支援金の交付を行う。

(再交付の決定及び通知)

第10条 第7条に規定する通知を受けた者が、紛失等の理由により再交付を必要とするときは、「新規就業移住支援金決定通知書等再交付願（別記第9号様式）（以下「再交付願」という。）」を市長に提出するものとする。

2 市長は、再交付願の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、第7条に規定する書類を、再交付するものとする。

(申請の異議申し立て)

第11条 第7条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して60日以内に異議申し立てを行うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるもののほか、本事業の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、交付決定を取消すものとする。

(報告及び調査)

第13条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認められるときは、申請者及び交付を受けた者ならびに対象事業所に対して、本事業に関する報告および調査を求めることができる。

(支援金等の返還)

第14条 市長は、金品の贈呈や支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付した商品券相当額分の現金、支援金の一部又は全部、又はその両方の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 前条に定める報告及び調査に応じない場合
- (3) 支援金の申請日から1年以内に富良野市から転出した場合
- (4) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (5) 第3条第2号に係る交付決定を取り消された場合

(その他)

第15条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。